

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運営業務委託事業者募集仕様書

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所及び病児・病後児保育所（以下「院内保育所等」という。）運営業務に係る提案は、下記の条件をすべて満たすものとする。

1 公募件名 兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運営業務委託契約

2 契約期間 令和7年（2025年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日の3年間
（地方自治第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

3 委託場所

(1) 設置場所：兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号
兵庫県立尼崎総合医療センター内

(2) 面積：院内保育所

園庭・中庭（180㎡）、ほふく乳児室（75㎡）、園児室（75㎡）、フリールーム（17㎡）、事務室（17㎡）、その他沐浴室、給食室等

病児・病後児保育所

病児保育室（17㎡）、安静室（病児室）2室（10㎡）、事務室（10㎡）、その他倉庫、物入等

4 委託条件

(1) 児童福祉法、労働関係法令などの関係法令・通知等を遵守し、適正な保育所運営を行うこと。

(2) 院内保育所は、認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）に基づき運営すること。

(3) 病児・病後児保育に対応が可能であり、国の病児・病後児保育事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準に基づき運営すること。

(4) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。

(5) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。

(6) 24時間保育に対応が可能であること。

(7) 院内保育所、病児・病後児保育所のそれぞれの運営にかかる経費や職員の配置は明確に区分すること。

5 業務内容

(1) 院内保育所

ア 定員：1日最大60人

イ 対象者：県立尼崎総合医療センターに勤務する職員（非正規職員を含む。）

※ 入所の決定は病院で行う。

ウ 保育対象児：0歳児（生後8週を経過）から6歳児までの未就学児童

エ 保育実施日：12月29日から1月3日を除く毎日

オ 保育時間

基本保育：午前7時30分から午後7時00分

延長保育：午後7時00分から午後8時00分

夜間保育：午後8時00分から翌午前7時30分（ただし、当分の間、毎週水、金曜日に実施する。）

(2) 病児・病後児保育所

ア 定員：6名

イ 対象者：尼崎市民及び県立尼崎総合医療センターに勤務する職員（非正規職員を含む。）

ウ 保育対象児：病児・病後児であり、かつ集団での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難で一時的に保育が必要な0歳児（修正週数（出産予定日からの週数）が生後8週を経過）から小学6年生まで

※病児……病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない乳幼児及び児童

※病後児……病気の「回復期」にあり、かつ集団での保育が困難な乳幼児及び児童

エ 保育実施日：日曜、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く月曜日から土曜日

オ 保育時間：午前8時00分から午後6時00分（月～金）

午前8時00分から午後4時00分（土）

※（月～金）、（土）ともに、延長保育は実施しない

6 保育に従事する職員

(1) 院内保育に従事する職員（以下「保育従事者」という。）数は、児童がいる場合は最低2名以上の保育従事者を配置することし、児童数に応じて児童福祉施設最低基準を遵守すること。

(2) 病児・病後児保育に従事する職員数は、看護師、准看護師、保健師又は助産師のいずれかを1名以上配置することし、保育士を1名以上配置すること。

(3) 保育従事者は、全員有資格者とする。

(4) 業務責任者を必ず配置することとする。なお、当該責任者は保育従事者と兼務することができる。

7 給食等

院内保育所及び病児・病後児保育とも保護者が提供する場合を除き、当院の委託業者から提供したものを給食（アレルギー対応含む）として提供する。なお、間食（おやつ等）についても同様とする。ただし、食材の盛付け及び食器の洗浄は保育士が行う。

したがって、本提案においては、給食等に係る材料費は、委託契約予定価格に含めないものとする。

8 保育方針

児童憲章の理念を日常の保育において実施し、児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

9 保健・安全

- (1) 受託者は、保育所内、園庭及び保育所周辺を毎日清掃し、清潔な保育環境の確保に努め、感染予防対策に万全を期するとともに、感染症発生時には委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省2018年改訂版）に基づき適切な対応をとること。
- (3) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、児童に年2回の健康診断（費用は利用者負担とする。）を実施するものとする。
- (4) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省2019年改訂版）に基づき、食物アレルギー児に対する給食等の個別対応を適切に行うこと。
- (5) 受託者は、消防法に定められた事項を遵守するものとする。
- (6) 保育従事者の健康管理は、受託者が行うものとする。保育従事者は児童への感染源となる可能性と感染を受ける可能性を有しているため、受託者は、保育従事者に対して以下のことを行うこと。

ア 健康診断等

- (ア) 年1回の定期健康診断を受けさせる。
- (イ) 体調チェックを毎日行い、以下の症状がある場合は受診させ、勤務可能か確認すること。
 - ・ 発熱がある場合
 - ・ 下痢の症状がある場合
 - ・ 咳をしている場合

イ ワクチン接種

感染症予防及び拡大防止のために、「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」（平成26年厚生科学研究）を参照の上、保育従事者に必要な抗体検査及び予防接種を受けさせることとし、検査結果及びワクチン接種歴が分かるものを提出すること。

10 児童の事故への対応

- (1) 受託者は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。病院側はこれに協力するものとする。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、受託者は速やかに病院担当職員へ報告するとともに、誠意をもって対処するものとする。

11 帳簿の整理

受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え、管理しなければならない。

- ① 保育台帳
- ② 保育日誌
- ③ 身体記録簿

④ 入所児の出欠記録簿

12 費用負担の区分

保育所運営業務に伴う費用等の負担区分は、次のとおりとする。

【別紙「経費の負担区分」(例示)参照】

(1) 病院が負担する費用

- ① 業務に必要な備品、遊具に関する費用
- ② 業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
- ③ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- ④ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用

(2) 受託者が負担する費用

- ① 業務に従事する職員に係る人件費、健康管理、教育訓練費用等
- ② 業務遂行上の必要により使用する通信運搬費(郵便、電話料、宅配便代等)
- ③ 日常業務に必要な消耗品及び保育材料
- ④ 保育園児損害賠償責任保険料
- ⑤ その他 受託者が負担することが相当と考えられる費用

13 指示事項

(1) 遵守事項

受託者は、業務の実施に当たり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 病院と協力し、保育所の適正な運営に努めること。
- ② 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。
- ③ 受託者、業務責任者及び保育従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- ④ 省資源、省エネルギーに努めること。
- ⑤ 衛生管理及び災害防止に努めること。
- ⑥ 委託契約に当たり、再委託は認めない。
- ⑦ 受託者は、受託者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。
- ⑧ 受託者の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、受託者が賠償するものとする。

(2) 業務責任者の選定

受託者は、業務の実施に当たり、配置した業務従事者の中から業務責任者正副各1名を選定し、病院担当職員へ届けること。

(3) 保育従事者の名簿

受託者は、保育従事者名簿(担当業務、氏名、年齢、住所を記載したもの)に、写真と業務に従事するために必要な資格を有することを証する書類を添付して、当院総務課へ提出すること。

(4) 火気取締り

受託者は、火気取締り責任者を定め、保育所の火気取締りに遺漏のないように措置すること。

(5) 報告

受託者は、保育業務終了後、「保育日誌」及び「入所児の出欠記録」を病院総務課へ提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を翌月5日までに病院総務課へ報告するものとする。

(6) 病院事業への参画

受託者は、病院が実施する消防訓練、その他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

14 契約の解除について

本業務の実施に関し、受託者が本仕様書の記載事項に従わない場合、病院は受託者に対して改善指導を行うが、その改善指導に受託者が従わないとき、又は受託者が提出書類・業務報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、病院は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、病院は当該月の委託金額の支払遅延・支払停止・支払取消を行うとともに、以降の契約を解除することができる。

また、病院は、院内保育所等運営協議会で1年度間を通じて受託者の運営状況に十分な評価が得られない場合は、当該年度の3月31日をもって契約を解除できる。

ただし、解除する場合は、病院は、受託者に2箇月前までに書面によって通知しなければならない。

なお、当該事象の契約の解除等により生じる受託者の損害について、病院はその損害を一切賠償しない。

15 運営費見積書の記載

(1) 運営費見積書記載金額（年額、税抜き）には、前記5、7、12等に基づき見積もった金額を記載すること。

◆ 運営費見積り条件は、年間の委託費を明記し、院内保育及び病児・病後保育それぞれ別々に記載すること。院内保育における職員配置の係数は、以下のとおりで試算することとし、加配が必要な場合は見積りに含めること。

0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上
3：1	6：1	20：1	30：1

① 院内保育（60名）……0歳児5人、1～2歳児35人、3歳児以上20人、計60名

② 病児・病後児保育……定員6名（同一感染症は同室とする）

職員の配置係数は、看護師を1名、保育士を1名以上配置することとして試算すること。

(2) 延長保育（院内保育）1時間当たりの単価（保育従事者1人当たり）を記載すること。

16 その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び病院・受託者間において疑義が生じた事項については、双方で協議の上、決定するものとする。

なお、病院の都合により、受け入れ児童の定員、また、延長保育及び夜間保育、病児・病後児保育の実施等の変更をできるものとし、その際は、受託者は契約変更の協議に応じること。

物価高騰等に関する影響は契約後適宜協議するとし、今回の運営費見積もりには反映しなくてよいとする。

別紙「経費の負担区分」(例示)

[病院が負担する経費]

- ① 業務に必要な備品費、遊具費
- ② 業務上の必要により使用する光熱水費
- ③ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- ④ 老朽化や利用児童数の増加によって必要となる備品費、遊具費
- ⑤ 業務上排出されるゴミ処理費
- ⑥ 児童の給食代、おやつ代
- ⑦ 児童のミルク代、紙おむつ代、お尻拭き代
- ⑧ 児童の食器代
- ⑨ その他、病院が負担することが相当と考えられる経費

[受託者が負担する経費]

- ① 保育職員に係る以下の経費
 - ・人件費
 - ・保健衛生費(消毒等の衛生管理に係る費用含む)
 - ・被服費
 - ・教育訓練費
- ② 通信運搬費(郵便、電話料、宅配便代)
- ③ 日常業務に必要な事務用品及び消耗品費
- ④ 保育材料費
- ⑤ 保育園児損害賠償責任保険料
- ⑥ 児童の寝具レンタル料
- ⑦ その他、受託者が負担することが相当と考えられる経費